

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可

2020年9月18日
北陸電力株式会社

昨日(9月17日)、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定^{※1}」の変更について、原子力規制委員会から認可書を受領しましたので、お知らせします。

当社は、新検査制度^{※2}の導入に関する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正(2020年4月1日施行)に伴い、原子炉施設保安規定に定めるべき事項に「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項^{※3}」が新たに追加されたことから、この内容等を反映した原子炉施設保安規定の変更認可申請を行いました。

主な変更内容は、以下の通りです。

■申請内容(主な変更内容)

- ・新検査制度の導入に伴う変更
- ・職務の見直しに伴う変更

(2020年5月29日お知らせ済)

昨日(9月17日)、上記申請について、原子力規制委員会から認可書を受領しました。

以上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※2 新検査制度

2020年4月1日から開始された新しい検査制度であって、これまで国が行ってきた使用前検査や施設定期検査、保安検査等の分野毎に実施されてきた検査を「原子力規制検査」に統合した上で、許認可等への基準適合性確認を事業者自らが実施し、事業者が行う活動全般を国が監視する制度。

※3 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

新検査制度の導入に伴い、原子力規制委員会が新たに定めた「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(2020年4月1日施行)」の内容を反映したもの。